

明けまして
おめでとうございます



「極楽鳥花」画・渡辺 和恵

◆ 特集

- ・ 相続問題
相続を「争続」にしないために

◆ 事件・活動のご紹介

- ・ 建築調停事件
- ・ 大阪市労働組合事務所退去事件

◆ 友の会活動

- ◆ 弁護士近況
- ◆ 事務所短信

第35号
2015.1

発行 きづがわ共同法律事務所友の会

〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1丁目9番19号(酒井家ビル1号館)

TEL: 06-6633-7621 FAX: 06-6633-0494

<http://www.kizugawa-law.jp/>



知ってる？

相続特集

相続を「争続」にしないために

相続は財産のある人の話で私たちには関係ない？そんなことはありません。誰にでも相続は起こります、少しであっても財産があればあるいは借金があれば、相続はその方が亡くなられたことによって始まりま。私たちが弁護士として担当する相続争いの多くは、相続税がかからない程度の相続であることが実際です。そして、相続の解決は、多数決で決められるわけではなく、原則として相続人全員の了解が必要です。話し合いで解決できないと裁判所での解決をはからざるを得なくなります。このような「争いが続く」相続とならないように知っておきたいことがあります。

相続人がだれなのか

その人にもしものことがあった場合、誰が相続人となるのかが重要です。その場合、法律で決められた相続の割合（法定相続分）が大切です。

相続人と法定相続分は別表のとおりです。表にすれば単純なようですが、実際には亡くなった順番などで相続関係が異なってくることもあり、戸籍をもとにして相続関係図を作成して相続人を確認することとなります。代襲相続というのは、相続時に相続人が亡くなっていた場合に相続人の子などが代わって相続することです。

法定相続の割合と相続人と代襲相続

順位	相続人	相続割合	代襲相続
第1順位	配偶者と子ども	配偶者 2分の1 子ども 2分の1	孫、ひ孫など 続く限り
第2順位	配偶者と直系尊属 (父、母)	配偶者 3分の2 直系尊属 3分の1	なし
第3順位	配偶者と兄弟姉妹	配偶者 4分の3と 兄弟姉妹 4分の1	甥、姪まで

遺産の種類による注意点

預貯金などの金融資産はともかく、不動産を遺産として相続が開始した場合、不動産を現物分割することは困難ですから、実際には、換価分割（売却して代金を分配）、代償分割（特定の相続人が不動産を取得して他の相続人には代償金を支払う）で解決する例が多いです。不動産の名義を故人のままにしておいたり、特段の事情がないのに、とりあえず相続人の共有にしておいたりすることは、問題の先送りになることが多いです。

また借金も相続することに注意しましょう。財産よりも借金が多い場合には、相続を放棄することによって借金から逃れることができます。この場合、相続を知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所へ申し立てをする必要があります。

なお、生命保険金は、保険契約上の受取人の権利ですので、法律上は遺産ではありません。例え、相続を放棄した場合でも受け取ることができます。但し、税務上は相続財産として相続税が課せられることがあります。

相続の対象となる遺産の種類によっては、争いをなるべく避けるために遺言や生前贈与などの制度を活用することも必要となります。



その1

Q

高齢の夫がいます。現在、夫名義の自宅と預金少々で年金暮らし。子どもはおらず、夫には兄弟がたくさんいますが、つきあいがなく、名前も住所も知らないのです。夫が亡くなった場合、自宅を私の名義にしたいのですが。

A

夫が亡くなった場合、相続人は、妻（相続割合4分の3）、兄弟（相続分は合計で4分の1）です。兄弟や、兄弟が亡くなっている場合は甥・姪らの全員の同意がなくては、不動産の名義を妻のものにはできません。代償金を要求されることもありますし、相続人が多い場合などは全員の同意を取り付けるのは大変です。この場合、生前に夫が遺言を残して自宅を妻に相続させることとしておくか、生前贈与をしておけば何の問題もありません。遺言は、公正証書によるものが安心です。

なお、内縁の夫婦は例え何十年連れ添っていても、相続人になることはありませんので、遺言等がとりわけ大切になってきます。

その2

Q

戦前に亡くなった曾祖父名義のままの土地があるのですが、処分する必要があり名義を自分に変えたいのですが、どうしたらいいでしょうか。

A

まず、相続人を調査することになります。時には、相続人が何十人となることもありますし、その中には行方の知れない人がいる場合もあります。名義をかえるには原則として全相続人の了解が必要です。行方不明の方については裁判所で不在者財産管理人を選任するなどの方法で解決が可能ですが、費用も労力も必要です。このような事態となったのは、事情があったのですが、相続開始にかかわらず名義をそのままにしておいたためです。時間の経過が問題を複雑にする典型例です。

その3

Q

遠縁の親族が亡くなり遺産がありますが相続人はいません。生前から面倒を見てきましたし、生前の希望に従ってお弔いをしました。遺産はどうなりますか。

A

相続人のいない相続財産は国のものとなりますが、生計を同一にしていたり、療養・看護に努めたなどの「特別縁故者」には遺産の全部又は一部が与えられます。裁判所に相続財産管理人の選任申立を行って、財産を分与してもらうこととなります。

相続税増税時代に備えましょう

今年から相続税制が変わります。

ポイントは、基礎控除の縮小による大増税と「相続時精算課税制度」（生前贈与の非課税制度）の適用要件の緩和です。増加する相続税を節約したければ、生前に次世代へ資産移行すべしというものです。

まず、相続税の控除は、昨年未までは5000万円+相続人の数×1000万円でしたが、本年1月1日の相続から6割に縮小され、3000万円+相続人の数×600万円となります。一方で、「相続時精算課税制度」は、贈る側の年齢下限が65歳から60歳へ引き下げられ、受け取る側も子から孫まで拡大しています。

その他にも節税対策があります。友の会には税理士会員もおられますので、ご相談ください。

松元ヒロ平和ライブ in あべの with ジャーナリスト西谷文和

が開催されました

10月17日、阿倍野区民センターで開催されました。

主催は、当事務所も参加した「松元ヒロ平和ライブ実行委員会」で、約250の方が参加されました。

第一部は、何度もイラク入りして市民の被害実態を告発してきた西谷文和氏の報告、第二部は、松元ヒロ氏のコントによるライブでした。

コントライブでは、とにかく多彩な話題、面白く流暢な語り口に会場の参加者は笑いの連続でした。そして、その合間に社会の見かたや人としての生きかたに関するエピソードがちりばめられていました。

今回の平和ライブを、憲法9条を守り活かす取り組みに繋げていくことの大切さを感じました。



ジャーナリスト
西谷 文和さん



きづがわ塾

9.26
「意外と知らない
刑事事件」
宮本弁護士



11.26
「内縁って、法律上の夫婦とどうちがう？」
峯田弁護士



☆ フラネタリウム ☆ ☆ ☆ に行きました ☆ ☆

- ☆ 10月4日に、大阪市立科学館のフラネタリウムを観覧しました。
- ☆ 世界最大級のドームスクリーンに映し出された大迫力の映像には、まるで自分が宇宙空間を漂っているような不思議な感覚になりました。
- ☆ フラネタリウムに参加したおかげで、10月8日の皆既月食をよりいっそう楽しむことができました。



出張 きづがわ塾 in 大正・港・浪速・阿倍野



成年後見・遺言・相続・葬送文化について各地で出張塾を開きました。

きづがわ友の会にご入会下さい

市民と司法の橋渡しとして、学習や交流・懇親、その他バラエティに富む企画でお待ちしております。

- 年会費1000円(個人)を郵便振替用紙で払込送金してください。この用紙が入会申込書を兼ねます(入会から平成27年末までの会費となります)。団体・法人会費は一口5000円です。
- 入会された方に、会員カードをお送りします。
- 次年度以降の会費支払いは、毎年振替用紙を送付します。

会員の方は、
2015(平成27)年度分の
会費を、振替用紙で
おさめてネ!
よろしくおねがいします



会員さん訪問 林田 時夫さんに聞きました

■今日は、劇団きづがわの代表であり、JMIU（全日本金属情報機器労働組合）では特別執行委員という林田時夫さんを訪ねて、劇団きづがわの稽古場にお邪魔させて頂きました。劇団との関わりはいつからですか？

この劇団は'63年に南大阪演劇研究会として立ち上がり、'75年に劇団きづがわに改称しました。私自身は高校時代から演劇をしていて、'67年、会社に就職した年に妻と共に入団しました。最初役者でしたが、今は専ら演出をしていて、よっぽど役者が足りない時でないとな手な芝居は見せません(笑)。



■組合の活動に関わるに至ったきっかけは？

私自身が'71年から4年間、'79年から7年間、労働争議の当事者になりました。本当に激しい労働争議で、そこから組合の活動にも深く関わっていくようになりました。

■忙しい争議の中で、劇団の活動を辞めなかったのはなぜ？

自分の1度目の争議と2度目の争議の間に丁度、今の稽古場を持つことができたんです。この稽古場があるということは、演劇活動をする上でとても助かっています。それに、やはり夫婦で劇団をしているということも続けて来れた大きな理由でしょうね。

■12月に公演が予定されていますね。

劇団としては、毎年、年2回の公演をすることにしています。



インタビュー：峯田弁護士

劇団員が演劇雑誌などから情報を集めてきて、みんなで戯曲を読み、次の演目を決めていきます。その他にも、担当する労働事件を自分で戯曲に構成して演じることもありますよ。

■若い劇団員もいらっしゃるようですが、劇団を運営していく上で大変なことは？

演劇をやりたいという若い人は、非正規労働者が多いんです。以前であれば、劇団員は公務員や正社員だったのが、80年代半ばから非正規の人が入団してくるようになりました。しかし、非正規だと、長時間労働で酷使された上、雇用も不安定ですから、演劇のための時間の遣り繰りが難しい。こうした特定劇団に所属しないで、公演する若者もいるのですが、非正規だとチケットを売るにも知り合い程度にしかさばけない。労働組合も大変なんですけど、自分達の次の代になった時にこういう芸術活動が続けられるか心配です。

■演劇活動も労働組合の抱える社会問題と関連してくるんですね。

常に演劇活動は社会情勢の反映という側面がありますからね。

■お忙しいところありがとうございました。



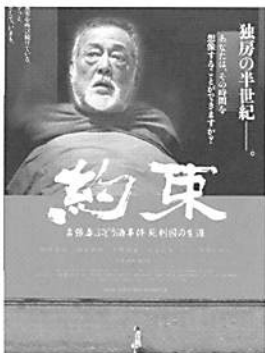
昨年12月に上演された「東の風が吹くとき」の稽古風景

■ 今後の予定 ■

友の会 新春のつどい

- とき
2015年2月6日(金) 午後5時半受付
- ところ
道頓堀ホテル
- 会費
6000円
- 内容
総会・懇親会
恒例の福引もあります。

参加無料
映画上映会
「約束」
4月16日(木)
午後2時～



今後の きづがわ塾

課外 岩田弁護士と行く
授業 法廷傍聴

- * 3月23日(月) 12時20分
大阪弁護士会 1階ロビー集合
- * ご案内 弁護士 岩田 研二郎

2月26日(木) 午後6時～
「B型肝炎の基礎知識と訴訟について」

講師 弁護士 井上 洋子
弁護士 古本 剛之

5月28日(木) 午後6時～
「離婚の基礎」

講師 弁護士 森 信雄

場所：きづがわ共同法律事務所 6階大会議室
共催：日本国民救援会 浪速支部

〈お申込み・お問い合わせ〉は同封のピラをご覧ください

ある建築請負代金訴訟

(建築調停手続)

弁護士 岩田 研二郎



私の依頼者は、店舗の内装工事業者の方でした。はじめて取引する元請業者の指示どおりにブティックの工事を完了したのに、終了した途端に、「タイルの目地やガラスが汚れている」「ビスの打ちかたが悪い」などさまざまクレームを付けられ、残代金を払ってもらえないとの相談でした。明らかに請負代金の減額を狙った不当なやりかたでした。私たちは、債権仮差押の手続をとるとともに訴訟を起こしました。

建築関係紛争は、専門性が高く、裁判官のみでは工事の不備の理解が難しいので、大阪地方裁判所では、建築関係の専門部をおき、一級建築士などの専門家を入れた調停委員会で審理していく方法がとられています。

本件では、裁判官や一級建築士の調停委員は、営業時間前の午前九時に対象の店舗を実際に見にきてくださり、現場での質問で理解を深めてもらいました。

調停委員会から出された意見書は、工事の瑕疵はなかったという私たちの言い分をほぼ全面的に認めるもので、完勝に近い結果で、元請業者も、全面的に非を認めて残代金を支払うという解決となりました。自分の丁寧な仕事に自信をもっておられる依頼者の誇りが守られ、また理不尽なことに屈しないという意思を貫くことができ、よかったですと思いました。

橋下市長による

労働組合事務所退去要求は違法!

大阪地裁で勝訴

弁護士 宮本 亜紀



大阪市には、市職員で作る労働組合がいくつあり、その活動拠点である組合事務所が、戦後から長く労使合意によって大阪市役所地下一階にありました。ところが、橋下徹大阪市長は、ツイッターなどで、住民福祉のために働く市職員や労働組合と市民との間に対立を煽り、二〇一一年一二月就任後すぐに、数例の職員の違法・

不当な行為(個別に懲戒処分された)を口実に、労働組合の政治活動全てが違法であるかのようにねじ曲げて攻撃し、組合事務所の使用不許可処分をしました。橋下市長の横暴を恐れて退去した労働組合もありましたが、当事務所の増田弁護士と私は、正当性を訴えて退去せずに法的に闘う労働組合の弁護団に入りました。そして、二〇一四年二月に大阪府労働委員会で違法判断、九月に大阪地方裁判所でも団結権侵害の憲法28条・労働組合法違反の判決が下りました。判決では、橋下市長が違法を認識したうえ意図したとまで認められました。それでも橋下市長は、真摯に受け止めず税金をさらに使って控訴し、裁判は続いています。



橋下市長の
組合攻撃を
違法と断罪

今年もよろしく お願いいたします

悲憤慷慨収まらず

弁護士 小林 保夫

消費税の増税を見送るかどうかは、自分で判断できることであり、国民に信を問う筋合いのものではないでしょう。原発、特定秘密保護法、集団的自衛権の名による憲法の解釈改憲、アベノミクスの破綻など、国民の生活と国の進路に關わる深刻な課題を棚に上げておいて、この選挙で国民の信任を得たことにして、今後の悪政の錦の御旗にしようという姑息な魂胆が見え透いています。

穏やかな年始のご挨拶をと思っていたのですが、悲憤慷慨が収まりません。沖縄の知事選における快挙を追い風に、安倍内閣の打倒、悪政への決別を実現したいものです。



漬け物好き

弁護士 坂田 宗彦

子どもの頃から漬け物が大好物です。どんな漬け物も歓迎ですが、とりわけ、よく漬かったものを好みます。ところが塩分が血圧によくないということとわが家の食卓から排除されようとしています。大量に食べてしまう私が悪いのですが、発酵食品だから体にいいのだと言っても聞いてくれません。それでもスーパーなどでおいしいそうな漬け物を見つけたとつい力こぼれ入れています。



憲法大好きな女性たちと共に

弁護士 渡辺 和恵

昨年は体調が回復したので「女性と日本国憲法」のテーマで、いろんなところで合計約四〇〇名の女性たちに話をする機会がありました。

日本国憲法の誕生で「女性は人間になった」というフレーズで、大日本帝国憲法下では選挙権が無いことはもとより自分名義の預金口座も持てず、夫が不貞行為をしても離婚の請求が出来なかつたと話をする時、みんなエーツと驚かれます。「婚姻は両性の合意のみに基づいて」と憲法二四条を読み上げると、「ハイ！」と一人の手が上がり、「私はちがいました。」と発言される一幕もありました。

安倍首相は「日本を取り戻そう」のスローガンで大日本帝国憲法が大好きです。だけど女性たちは日本国憲法が大好きです。もちろん憲法第九条の戦争放棄も大好きです。



高齢化社会

弁護士 鈴木 康隆

私は、今年七五歳になります。いわゆる後期高齢者です。私が住んでいる、奈良市登美ヶ丘に「登美ヶ丘文化交流の会」という団体があり、三か月に一回、講演会や演奏会などを持っています。

昨年の夏、この交流の会が、暑気払いをするというので私もこれに参加しました。イタリア料理の店での暑気払いには、一五人ぐらいの人が参加しました。驚いたことにその人達のほとんどは八〇歳を超していたのです。その中には、現役時代にはさる大会社の労務担当をしていたという人もおり、その人が安倍首相の集団的自衛権はけしからん、と息巻いている姿を見たときに、そこには、いわゆる「老人」という感じは全くありませんでした。



志の高い新人弁護士を育てる喜び

私の事務所では、七年前から、司法過疎地などで働く法テラス（日本司法支援センター）の常勤弁護士を養成しています。昨年二月にも、六人目の弁護士が、熊本県の高森という過疎地に赴任しました。一年で一人前にならないといけないので、養成をうける弁護士も必死で食らいついてきますから成長が早いのです。赴任先では高齢者や障がいのある人々の出張相談なども手がけており、資力が少なく弁護士に相談しにくい市民のために貢献するといふ高い志を実現するお手伝いができていることが私たちの喜びです。

弁護士 岩田 研二郎



沖縄に毎月通います

昨年一月二六日、辺野古に基地を移設することに反対する翁長雄志さんが沖縄県知事に当選し、大変喜んでいます。私は今年一年間、毎月一回のペースで沖縄に行くことになりました。参加している嘉手納基地爆音差止訴訟がいよいよ佳境に入ります。学者、専門家の証言に続き、原告本人の証言を毎月行うことになりました。米軍機が飛ばない静かな夜を取り戻すため、微力を尽くしたいと思います。

弁護士 横山 精一



矜持

弁護士 森 信雄

昨秋WOWOWで放映された池井戸潤原作のドラマ「株価暴落」は、ワンマン会長の下で経営不振に陥った巨大スーパーに対しメインバンクとして追加融資を認めるかどうかを巡る葛藤をスリリングに描いた金融エンターテインメントである。正論が常に通るわけではない。しかし、人も組織も、困難に直面したときに真価が問われるのは、いつの時代も変わらない。矜持だけは失いたくないものである。



今年も出会いを求めて

弁護士 青木 佳史

五〇代を迎えた昨年も、日々の弁護士業務や日弁連の高齢者・障がい者関係の委員会活動や原発避難者支援に走り回る毎日でしたが、たくさん素晴らしい音楽に囲まれながら、充実して過ごすことができました。特に昨年は、フランス・ブルターニュ地方やアイルランド・シェリーブ地方、そして日本のケルト音楽の新しい出会いがありました。今年もどんな出会いが待っているのだろうと、新年から期待が膨らみます。



蜂攻防戦に思う

弁護士 井上 洋子

ベランダにアシナガ

バチが巣を作った。すると巣で繁殖する幼虫を狙ってスズメバチが一匹飛んでくるようになった。羽音高らかに巣を襲おうとするスズメバチにアシナガバチも集団で羽を立てて警戒を高めて対抗する。昨夏はそんな攻防が毎日ベランダで繰り返されていた。しかし、スズメバチはそのうちこなくなった。おそらく自らの巣が駆除されてしまったのだろう。大きくたくましくりりしいスズメバチは格好良く、思わず手を出してつかみ取りたくなるような魅力があった。スズメバチの来襲をしのいだアシナガバチも冬の訪れとともに姿を消した。懸命に生きるといふことは天晴れなことである。



食品価格がジリジリ上がって

弁護士 峯田 和子

振り返ってみると、この一年で更に生きにくくなってきたと思いませんか。買い物をしていても、果たしてこのリンゴを躊躇せず買える人なんているのかしら、などと溜息が漏れます。アベノミクスとはいうけれど、結局は国家主導で円や株価を操作した官製バブル。これを主導する政治家の思考の浅薄さもさることながら、国家財産で博打を貼ろうという政治感覚にぞっとします。東北の大震災から政治家や企業が学んだのは、どんな酷い結果が起きても自分は責任を取らされないということなのか。我先にとリンゴを取り合う子ども達と笑いながら、言いしれぬ憤りを覚えています。



タチン

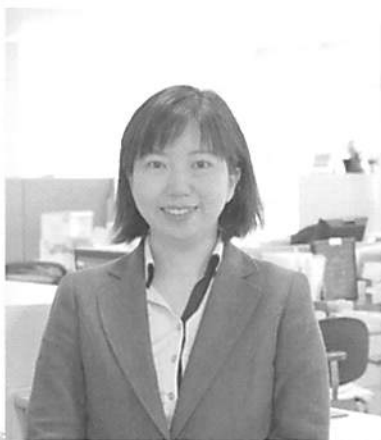
弁護士 古本 剛之

「タチン」というものがあります。「高槻地下倉庫」の略で、第二次世界大戦中に軍の飛行機エンジン製作などのために山中に作られた洞窟状の地下壕です。保存会もあり、先日写真展を開催されていたので、見に行きました。今でも大小様々な地下壕が残っているようです。時折現地調査もされており、希望者が参加できることもあるようです。戦争の遺構を生で見ることのできる貴重な機会になるでしょう。

組合事務所退去事件で“旗出し”の責任感

弁護士 宮本 亜紀

弁護士になってすぐに弁護団に入った組合事務所退去事件で、やっと違憲・違法との一審判決が出ましたが、まだ控訴審が続きます。この三年間に、弁護団として何十回も会議を重ね、大量の主張立証をしてきましたが、若手なりに担当した作業や起案ができずに眠れない時もありました。判決直後にマスコミの前に走り出て「勝訴」の旗出しをさせてもらい、改めて、弁護団事件も一般事件も、もっと技量を上げいっそう真摯に取り組めるようになりたいと思いました。



空き家

弁護士 増田 尚

全国に空き家が八二〇万戸もあり、その対策のための特措法も制定された。一方で、高齢者、子育て世帯、障がい者、外国人、単身若年労働者等の住居の確保が困難な者に対し、公営・民間賃貸住宅を供給するための住宅セーフティネット法もある。このミスマッチをどう解すべきか。根底には、「住まいは商売道具」という経済至上主義、景気優先の住宅政策があるのではないか。「住まいは人権」を基調にした政策転換を期待したい。

事務局もよろしくお願ひします



事務局長に就任しました

中村純子

大島博子前事務局長の後任として、事務所創設以後に生まれた私がそのバトンを引き継ぐことに身



の引き締まる思いで一杯です。社会情勢の変化の中、多面において厳しい時代ではありますが、先代が培ってきたことを礎として、今後も切磋琢磨して進んでいきたいと思ひます。引き続きご指導、ご鞭撻賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

事務局長を交替しました

大島博子

事務局長在任中はお世話になり、ありがとうございました。

30代中心の活力ある事務局のリーダー・中村純子さんは素早的確な事務処理を行い家庭と仕事を両立させ、弁護士からは「千手観音」と呼ばれる理性的な頭脳の持ち主です。事務局ともども、地域の皆さんへ提供する法律サービスのアシスタントとしてますます力を発揮してくれることでしょう。どうぞよろしくお願ひ致します。



B型肝炎訴訟とは

昭和23年7月から昭和63年1月まで集団予防接種で注射器が使い回されたためにB型肝炎ウイルス感染が拡大したことについて、被害者が国に対して賠償請求をするものです。

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が2011年12月に成立し、支給の枠組みができあがっています。給付金を得るためには裁判手続を経ることが必要です。

ご自身やご家族が被害救済対象者にあてはまるかどうか右記窓口へご相談下さい。

また、一生に一度は、保健所などで行っているB型肝炎ウイルス検査をお受け下さい。

大阪弁護士事務所長 井上 洋子

弁護士 古本 剛之、峯田 和子

相談窓口

全国B型肝炎訴訟・大阪弁護士

電話：06-6647-0300

(月～金曜日 午前10時～午後5時)

FAX：06-6647-0302

弁護士ホームページは「B型肝炎大阪弁護士」で検索して下さい。

〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1丁目9番21号
酒井家ビル3号館302号
全国B型肝炎訴訟・大阪弁護士事務所

事務所短信

■ 2014

- 9・13 友の会世話人会
- 9・25～ 集団的自衛権反対等大国町宣伝
- 9・26 きづがわ塾「意外と知らない刑事事件～弁護士は何をしてくれるの？」
- 9・27 出張きづがわ塾（港医生協、大正民主診療所）
- 10・4 友の会 プラネタリウム
出張きづがわ塾（大阪きづがわ医療福祉生協本部）
- 10・17 松元ヒロの平和ライブ in あべの with ジャーナリスト
西谷文和（友の会 実行委員として参加）
- 11・8 出張きづがわ塾（阿倍野石谷事務所）
- 11・15 事務所懇親会
- 11・26 きづがわ塾「内縁って、法律上の夫婦とどうちがう？」
- 12・13 事務所総会
- 12・27 仕事納め



お知らせ

新年は1月6日（火）午前9時30分から通常業務を行います。
なお、本年より終業時間が午後5時30分となりますので、よろしくお願ひします。

8年間お世話になりました



鳥居 誠志

この度4月に行われる大阪市議員選挙の都島区の予定候補者として活動するため、昨年12月をもって事務所を退所いたしました。2007年1月の入所以来、友の会会員の皆様、事務所の先生方、事務局のみなさんには大変お世話になり、感謝の気持ちでいっぱいです。8年間本当にありがとうございました。

は大変お世話になり、感謝の気持ちでいっぱいです。8年間本当にありがとうございました。

退所のご挨拶



弁護士 山本 弘喜

1年という本当に短い期間でしたが、有り難うございました。

弁護士1年目を当事務所で過ごせたことは、本当に貴重な経験となりました。

本年より、熊本県阿蘇郡高森町で勤務致します。

環境は大きく変わりますが、これまでと同様一人でも多くの困っている方々に

寄り添えるよう精一杯頑張りますので、応援宜しくお願いします。

～人生の最期を安心しておくるため知っておきたいこと～

税理士・弁護士による

相続税と相続・成年後見制度

セミナーのご案内

【共催】

きづがわ共同法律事務所
税理士法人大阪総合会計事務所

今年の1月1日から相続税法が変わりました。これまで大きな財産がないので相続税の心配がなかった方も相続税がかかるかもしれません。税金や法制度は、私達の生活に大きくかかわります。今回は特に、人生の最期にかかわる税金と法制度のセミナーを開催します。高齢で判断力に不安が生じた時の財産管理や介護・病院の手配、亡くなる時の葬儀や役所への届出、亡くなった後の相続手続や遺言など、この機会に学んでみませんか？

講師

相続税

税理士 竹内 克謹 よしなり

遺言
相続

弁護士 峯田 和子

成年
後見

弁護士 青木 佳史

2015年2月7日(土)

時間:午後1時30分～4時(1時15分開場)

終了後、個別法律相談あります(無料・要予約)

会場:阿倍野区民センター1階【集会室1】

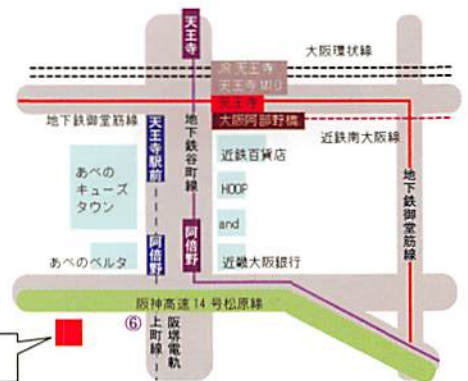
参加費:無料

定員:50名 予約制

予約者優先とさせていただきますので
参加希望の方はお電話でご予約ください

【ご予約・お問合せ】きづがわ共同法律事務所

☎06-6633-7621



阿倍野区民センター

※阪堺上町線「阿倍野」徒歩約3分
※地下鉄谷町線「阿倍野」⑥番出口 徒歩約3分
※地下鉄御堂筋線・JR「天王寺」 徒歩約10分

きづがわ 法律相談 いろいろ

事務所での相談 初回30分無料相談(要予約)

平日相談

月曜日～金曜日
午後1時～5時

夜間相談

毎週水曜日
午後6時～8時

土曜日相談

毎週土曜日
午前10時～12時

高齢者・障がい者の方に関する
電話相談・出張相談

どなたからでもお気軽にご相談ください

受付時間:平日午前9時30分～午後5時
専用ダイヤル

06-6633-7621

06-6633-7624